

運営委員会規程

(総 則)

第1条 この規程は、一般社団法人日本デフバドミントン協会（以下「本会」という。）定款第40条の規程に基づき設置された運営委員会（以下「委員会」という。）について必要な事項を定める。

(審議事項)

第2条 この委員会は、本会定款第5条の事業を円滑に遂行するため、次の事項を審議し、理事会の承認を得てこれを処理する。

- (1) 予算及び決算に関すること。
- (2) 会計帳簿の記帳、整理及び保管に関すること。
- (3) 証拠書類の整理及び保管に関すること。
- (4) 金銭の収支及び資金の調達等に関すること。
- (5) 物品等の管理に関すること。
- (6) その他本事業のため必要な一切の業務

(委 員)

第3条 この委員会に、次の委員を置く。

委員長 1名

副委員長 2名

委員 若干名

第4条 委員は、本会理事会及び学識経験者の中から、代表理事が委嘱する。

2 委員長、副委員長は理事会の議決を経て代表理事が任命する。

3 委員会の委員の任期は2年とし、再任は妨げない。補充された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委 員 会)

第5条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員総数の過半数が出席しなければ開会することができない。ただし、当該事項につき書面をもって、予め意見を表示したものは出席とみなす。

3 委員会の議事は、出席者の過半数をもって行い、可否同数の場合は議長が決定する。

4 委員会の決定事項は、理事会に報告し、承認を得るものとする。

附則

この規程は、2018年4月28日から施行する。